

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	1	学校教育		
部門別プロジェクト	1	確かな学力を育成する教育の推進		

【所管：教育部】

現状と課題

本市では子どもたちの確かな学力を向上させる取り組みとして、平成19年度から二学期制を実施し、長期的視点で「学びの連続性」と「ふれあい」をキーワードにした授業を推進しています。さらに、平成25年4月には県内初となる施設一体型の豊野小中一貫校を開校して、義務教育9年間を見通した系統的な教育指導を推進しています。

また当校では施設一体型の利点を生かした小中合同行事や学年交流活動による中1ギャップ[※]の緩和、さらに小中共用の職員室により日常的な情報交換や合同校内研修などが実施され、児童生徒の学力向上や教職員の指導力向上につながっています。

平成28年度の全国学力学習状況調査結果で、小学校は概ね全国平均以上と一定の効果が上がっていますが、中学校では全国平均に達していないところもあります。また質問紙調査では、学習習慣や家庭学習の在り方に課題が見られます。

以上のことから、基礎的・基本的な知識・技能を定着させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力、その他の能力を育み主体的に学習に取り組む態度を養う必要があります。

また今後は、小学校で平成32年度から、中学校で平成33年度から全面実施される新学習指導要領に向けて計画的に取り組む必要があります。

プロジェクトの基本方針

学校教育においては、基礎・基本を徹底するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善を図り、自ら学び自ら考える力を育てるとともに、問題解決能力や創造性を伸ばす取り組みを推進します。

学力についても単に知識や技能にとどまらず、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた

バランスのとれた学力を育成する取り組みを推進します。また、教育用コンピュータをはじめ、ICT[※]を活用した授業改善の取り組みにより子どもたちの興味・関心を高めるとともに、学習意欲の向上を図り学力の向上と将来の自己実現に向けて、必要な生きる力や社会性を育てます。

プロジェクトの基本計画

(1) 基礎学力の定着を図る教育の推進

全国学力学習状況調査の調査結果を活用し、国語をはじめとする各教科などにおいて、コミュニケーション能力の基盤となる言語能力の育成に取り組みます。また、ユニバーサルデザイン*からの視点による授業づくりや「分かる楽しい授業づくりの5つの心得」の活用により、児童生徒の興味・関心、参加意識の向上を図り、基礎的・基本的な知識および技能の確実な習得と、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの育成に取り組みます。

(2) 社会の変化に対応した教育の推進

今後、外国語によるコミュニケーション能力の必要性はますます高くなり、外国語の指導とともに異なる文化や人々に対する理解を深めるため、子どもたちの外国語教育や国際理解教育、国際交流に積極的に取り組みます。また、情報化社会に対応すべく電子黒板やプロジェクター、タブレットなどのICTを活用した授業改善に取り組み、各種アプリケーションソフトウェア*の活用方法の実習や情報ネットワークに慣れ親しむとともに、プログラミング教育や情報モラル教育にも取り組みます。

(3) 小中一貫教育の推進

小学校・中学校 9年間を見通した連続性のある指導に取り組むため、学校の設置状況に応じた施設一体型や施設分離型の小中連携および一貫教育を推進して、組織的・継続的な教育活動の徹底による子どもたちの学力・学習意欲の向上、社会性の育成を図るとともに、中1ギャップの緩和やいじめ問題・不登校の未然防止および解消に取り組みます。

主な成果指標

指標名	全国学力学習状況調査（小学校）平均正答率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	対象小学6年生、国語・算数各ABの平均正答率				
基準DATA	全国学力学習状況調査	%	64	65	66
設定理由	児童の学力向上に取り組むため				

指標名	全国学力学習状況調査（中学校）平均正答率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	対象中学3年生、国語・数学各ABの平均正答率				
基準DATA	全国学力学習状況調査	%	62	60	63
設定理由	生徒の学力向上に取り組むため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	1	学校教育		
部門別プロジェクト	2	障がいのある児童生徒の教育の推進		

【所管：教育部】

現状と課題

「特別支援教育」は、教育上特別な支援が必要な児童生徒に対して小中学校の特別支援学級などで個に応じた特別な指導を行う他、通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒に対しても適切な指導と必要な支援を行うものです。

平成19年4月、学校教育法に特別支援教育が位置付けられたことを受け、本市では宇城市特別支援教育連携協議会を立ち上げ、幼稚園・保育所および小中高校の教職員や外部の専門家・関係機関との連絡調整に当たる体制を整え、相互のつながりを深める取り組みを推進してきました。さらに現在は、特別支援教育支援員（生活支援員10人、学習支援員17人、看護師3人）を各小中学

校に配置し、特別な支援が必要な児童生徒たちの学校生活や、学習上の困難を改善するための支援の充実を進めています。

平成28年4月、「障害者差別解消法」が新たに施行され、障がいのある児童生徒が、障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特性や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための手立て（合理的配慮）について求められるようになりました。今後は、障がいのある人の権利や意思を尊重しながら、具体的で合理的配慮が必要な施策と過度な負担がない実現可能な配慮を対話しながら決めていくことが必要です。

プロジェクトの基本方針

少子化により小中学校の児童生徒総数が減少している中で、特別支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加傾向にあります。本市においても、平成18年度から平成28年度にかけて、市内全児童生徒数が872人減少する中、特別支援学級では39人から174人に増え、特別支援学級数も平成18年度の19学級から平成28年度の42学級に増えており、今後も増加傾向にあります。そのため、これまでの宇城市特別支援教育連

携協議会を核とした連携体制づくりに加え、特別支援教育支援員配置による支援の充実の取り組みをさらに推進していきます。

また、「障害者差別解消法」の施行により、障がいのある児童生徒が可能な限り障がいのない児童生徒と共に教育を受けられるよう、インクルーシブ教育システム^{*}の構築を目指した取り組みを推進します。

プロジェクトの基本計画

(1) 支援体制の充実

宇城市特別支援教育連携協議会を母体として、中学校区ごとの地区別連携協議会や校種別研修会（保育所・幼稚園部会、小学校部会、中学・高校部会）を開催して継続的な連携を図ります。また、子どもの状態や特性、発達段階などについて正確で具体的な情報を収集するとともに、個別の指導計画・個別の教育支援計画が校種間の引き継ぎに活かされるよう内容の充実に取り組みます。加えて、特別支援教育学習支援員や生活支援員の配置について、学校訪問や就学支援委員会での意見を踏まえ、必要人員を確保できるよう取り組みます。

(2) 教員の専門性の向上

特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にある中、通常学級で学んでいる特別な支援を必要とする児童生徒も増えています。教員は全ての子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を行えるよう、特別支援教育に関する研修を充実させるとともに、地区別連携協議会や校種別研修会により専門的知識を高め、インクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。



主な成果指標

指標名	特別支援教育支援員配置人数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	1校当たり特別支援教育支援員の人数				
基準DATA	県内14市に対する調査	人	1.5	1.7	2.0
設定理由	特別支援教育支援員を増やし教育支援の充実を図るため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	1	学校教育		
部門別プロジェクト	3	豊かな心と体を育成する教育の推進		

【所管：教育部】

現状と課題

近年、いじめや不登校、問題行動、SNS*の普及に伴うインターネットトラブルなど、児童生徒に関わる新たな問題が全国的に憂慮すべき状況にあります。

本市においては、平成28年3月末時点で欠席30日以上の不登校児童生徒数は40人との報告が上がっており、学校では児童生徒の心の揺れや悩みに寄り添い、適切な指導助言を通して問題の未然防止や早期発見、早期対応および解決に取り組むことが求められています。

また、児童生徒の体力面を見ると、県の新体力検査結果では小学生・中学生ともに一部の種目に低下傾向が見られるものの、県内自治体では平均

以上の水準にあります。さらに健康面では、平成26年、12歳児における子どものむし歯保有率が県内唯一全国平均1.00本を下回る0.89本でした。これは幼少期から、歯磨き指導やフッ化物洗口などに取り組んできた成果であると考えられます。

今後、児童生徒には、生涯を通して健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、運動に親しむ習慣を身に付けさせることはもちろんのこと、健康づくりに関する正しい知識、望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせることが重要です。

プロジェクトの基本方針

いじめや不登校、問題行動など憂慮すべき状況に対して、問題の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むため、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*などの専門家および専門機関と緊密に連携して適切に対処します。

一方で、学校と家庭、学校と地域とが連携して子どもたちの規範意識の向上を図り、道徳教育の取り組みを推進して豊かな心の育成にも取り組みます。

また、子どもたちの体力づくりや健康づくりを推進するために、体育の授業の充実と運動の習慣化、適正な運動部活動の推進により、運動の楽しさや喜びを実感させる取り組みを行います。

さらに、保健領域の指導充実により、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、自然の恩恵や食に関わる人への感謝の心、食事のマナーなどの社会性および郷土の食文化に対する理解を深める取り組みを推進します。

プロジェクトの基本計画

(1) 豊かな心を育む教育の推進

「生命を大切にする心」や「自尊感情」、「他人を思いやる心」や「自立心や責任感」などの豊かな心は、学校の教育活動や地域・家庭教育でのさまざまな体験活動によって育まれます。そのため、学校・家庭・地域社会が互いに連携し、豊かな心を育むことができるよう、道徳教育の推進や体験活動の場を確保し、児童生徒一人ひとりに基本的な生活習慣、規範意識や社会性、豊かな感性などを育む教育の推進に取り組みます。

(2) 体力づくりの推進

体育の授業の充実に向けて、小学校では体育指導力向上研修会、中学校では保健体育指導力向上研修会に取り組むとともに、子どもの体力向上を図るため、昼休みや放課後などの時間を利用した効果的な取り組みを推進します。また、小学校運動部活動については、平成31年度からの社会体育へのスムーズな移行を支援するとともに、地域の人材の発掘・活用、社会体育施設を活用した取り組みを推進します。

(3) フッ化物洗口^{*}の推進

本市の児童生徒は全国平均と比較してむし歯本数が少なく、今後もこの低いむし歯保有率を維持していくため、全ての小中学校で実施している「フッ化物洗口」に引き続き取り組み、歯および口腔の健康づくり、自主的・自立的な健康管理能力の育成を図る取り組みを推進します。

主な成果指標

指標名	道徳学習を生活に生かそうと思う児童生徒の割合	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	対象：小学5年生および中学2年生				
基準 DATA	熊本県学校教育および社会教育に関する実態調査	%	88	89	100
設定理由	道徳学習を生活に生かすことのできる児童生徒を増やすため				

指標名	体力・運動能力検査で県平均を上回った項目数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	対象：小学5年生および中学2年生				
基準 DATA	熊本県児童生徒の体力・運動能力調査	項目	32	26	32
設定理由	子どもの体力向上を図り健康な児童生徒を増やすため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	1	学校教育		
部門別プロジェクト	4	国際理解教育の充実と外国語教育の推進		

【所管：教育部】

現状と課題

インターネットの普及や貿易の拡大、企業の海外進出、外国人観光客の増加などにより、生活環境に国境がなくなりつつあり、社会全体の国際化が加速しています。また、国際化が地域や市民レベルで進展しており、本市の小中学校でも日本語以外を母語とする児童生徒が増加する傾向にあります。

そのため、他国の異なる文化や習慣を持つ人と接する機会がますます多くなり、外国語によるコミュニケーション能力とともに、相手を尊重し、共存する態度が求められます。

本市では、国際理解教育の一環として小学校に

「英会話科」を創設し英会話の授業を積極的に進めるとともに、中学生を対象にシンガポールのブーンレイ中学校を訪問してホームステイによる生活体験や現地生徒との交流などを行い、国際理解および友好親善を深める海外派遣研修を実施してきました。このようなことから、国際社会に関心を持つ児童生徒は多く、中学生の英語の学力は県の平均以上となっています。

今後も他国の異なる文化や習慣を理解するため、小中学生を対象に、日本語や外国語によるコミュニケーション能力をますます高めていく必要があります。

プロジェクトの基本方針

今日の急速な技術の発展と国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れは、地球規模に拡大されています。

本市では、若者の内向き志向や経験の乏しさ、世界観の狭さなどが懸念されており、子どもたちが自ら広い世界に向かって将来の夢を描き、その目標に向かって進学（留学）や就職の夢を実現することができるよう、国際的な視野と夢を叶える

力を育てていきます。

また、他国の異なる文化や習慣を理解するためには、まず、地域の伝統、文化を理解する必要があります。そのため「総合的な学習の時間」を活用して本市の文化とともに熊本の文化や日本の文化についても学習し、地域に愛着や誇りを持った児童生徒の育成に取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 国際社会に貢献できる人材育成

異国の文化に触れ、海外で学ぶ素晴らしさを感じるため、シンガポールの「ブーンレイ中学校」へ市内中学生を派遣し、国際理解と英語力向上などの研修を実施します。小学校においては、引き続き教育課程特例校の認定を受けて、今後も「英会話科」による英語力の向上を図ります。

また、小中学校 9 年間を通して国際理解教育を行うことにより、国際社会に関心を持ち、将来、海外に携わる企業で活躍する人材を育成します。

(2) 外国語（英語）教育の充実

外国人のネイティブな外国語を聞くことにより、外国人と積極的に会話やコミュニケーションができるよう、外国語指導助手（ALT）を各小中学校に派遣します。併せて、英語担当者指導研修などの充実により、教職員の指導力の向上を図るとともに、英語音声 CD 教材の活用を推進し、コミュニケーション能力の基礎を養います。

また、小学校の「英会話科」から中学校への「英語科」へのスムーズな移行を行い、生徒の英語への苦手意識を解消し英語力の向上につなげます。



主な成果指標

指標名	外国語指導助手（ALT）配置人数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	市内中学校 1 校当たりの ALT 配置人数				
基準 DATA	熊本県内 10 市の ALT の配置割合	人	0.79	0.00	0.60
設定理由	中学校 1 校当たりの ALT の配置人数の適正化を図るため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	1	学校教育		
部門別プロジェクト	5	良好な教育環境の整備		

【所管：教育部】

現状と課題

近年、全国各地で子どもが犯罪や事件の被害者になったり、重大な交通事故に巻き込まれたりする事件が多発しています。本市においても子どもに対する不審者による声掛け事案が多数報告されており、犯罪や事故から子どもたちを守るため一層の安全対策を進める必要があります。しかし、学校だけの対策には限界があり、関係機関と連携して対策を進めることが重要です。

また、本市の学校施設については、計画的に耐

震補強工事を進めた結果、平成24年度までに全て補強工事を終え耐震化率は100%となっています。これにより、熊本地震ではその効果を発揮し倒壊を防ぎました。

今後は被害を受けた校舎の早期復旧と、建築年度が古い校舎の計画的な改修・改築と併せて、快適な教育環境のための空調設備やトイレ洋式化など、児童生徒にとって安全で良好な学習・生活環境の整備・充実に取り組む必要があります。

プロジェクトの基本方針

児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、学校においては学校安全計画を定め、計画的に児童生徒への安全に関する教育に取り組むとともに、施設の安全点検を実施していきます。

防犯対策や防災、登下校時の安全対策については、警察、消防、道路管理者などの関係機関との連携を密にし、取り組みの充実を図ります。また、学校や行政だけでなく、地域社会や家庭との連携

を図り、地域全体で子どもたちを守り育てる体制を構築する取り組みを推進します。

学校施設については、学校環境衛生基準に即した快適で環境保全に配慮するとともに、災害発生時には地域住民の避難所として使用されることから、安全で安心できる環境を整備する取り組みを推進します。さらに、教育内容の変化に対応して多様な学習内容・学習形態に対応できる学習環境を確保していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 安全安心の確保

警察や消防関係機関と連携した防犯、防災訓練などを通じて、児童生徒に危険に対する理解を深めさせるとともに、危険発生時において学校が適正な対応を行えるよう通報体制の整備に取り組みます。また、通学路の安全対策として、道路管理者など関係機関と安全措置を講じるとともに、子ども見守り隊など地域住民のボランティア組織とも連携して、学校、家庭、地域が一体となって通学路の安全確保に取り組みます。

(2) 学習環境の充実

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難所としても使用されることから、学校環境衛生基準に即した快適で環境保全にも配慮され、安全で安心できる環境の整備に取り組みます。

また、教育内容の変化に対応して多様な学習内容・学習形態や情報化社会に対応すべく、コンピュータ教室の充実やICT*の整備、図書館の充実など、児童生徒一人ひとりの習熟度やニーズに応じた学習ができる環境確保に取り組みます。



主な成果指標

指標名	通学路合同点検危険箇所対応率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	報告危険箇所に安全対策を講じた個所の割合		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	70	100
設定理由	市内全ての小学校通学路危険箇所で安全対策に取り組むため				

指標名	空調設備設置率（小・中学校）	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	普通教室において空調設備を設置した教室の割合		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	12	100
設定理由	市内全ての小中学校の普通教室に導入するため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	1	学校教育		
部門別プロジェクト	6	家庭や地域に開かれた学校づくりの推進		

【所管：教育部】

現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化、価値観の多様化など、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化する一方で、子どもたちの基本的な生活習慣の乱れ、コミュニケーション能力の低下などさまざまな課題が指摘されています。こうした中、学校は学力や体力の向上や規範意識の育成はもとより、いじめや不登校、問題行動の未然防止および解消など多くの教育課題への対応が期待されています。

学校が保護者や地域の信頼に応え、地域に開かれた信頼される学校を実現するためには、学校には保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映

させ、家庭や地域社会と連携・協力していくことが求められています。それと同時に、保護者や地域住民は、学校とともに地域の教育に責任を負うとの認識の下、学校運営に積極的に協力していくことも重要です。

学校ではこれまで、それぞれの地域に応じて、ゲストティチャー^{*}や学校支援ボランティアの導入など、地域に開かれた学校づくりに取り組んできました。今後も、学校・家庭・地域の連携協力をより強め、三者が一体となった取り組みをさらに発展させ、子どもたちの確かな育ちと学びにつなげていく必要があります。

プロジェクトの基本方針

学校が抱える困難な課題を解決していくために、より一層地域に開かれ、地域と積極的に向き合うことで、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進します。さらに、将来を生き抜く子どもたちのために、地域住民や企業、NPO^{*}などさまざまな専門知識・能力を持った地域人材が学校教育に関わることで、実社会に裏打ちされた幅広い知識・能力の育成に取り組むとともに、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みづくりを構築する取り組みを推進します。

また、学校評価を通じて改善を図ることによって保護者や地域住民に説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域が共通理解を深めてともに地域活動を協働することで、地域住民との「顔見知りの関係」を深めていく取り組みを推進します。

このように、地域に開かれ信頼される学校づくりを進めることで、顔見知りの関係が広がり、学校への関心が高まり、互いを見守り、ひいては地域の異変や不審者などを発見する、子どもたちが安全で安心な学校づくりへとつながる取り組みを推進します。

プロジェクトの基本計画

(1) 開かれた学校づくりの推進

家庭や地域に対して積極的に働き掛けて、意見や要望を的確に反映させるとともに、保護者や地域住民が参画しやすい環境を整えていくため、学校一斉公開や学校評議員制度を活用した取り組みや、熊本版コミュニティ・スクールの取り組みを推進します。

さらに、学校の教育活動を展開するに当たっては、保護者や地域住民に学校支援ボランティアとして協力してもらい、その教育力を生かすとともに、日々の教育活動を公開して開かれた学校づくりに取り組みます。

(2) 教職員の資質向上

教職員には、子どもに対する深い愛情と教職に対する使命感とともに、高い指導力が求められ、信頼される学校づくりにもつながります。

本市では、県の「認め、ほめ、励まし、伸ばす」教育行動指標を踏まえ、教える力とともに、児童生徒との信頼関係を培い、一人ひとりの個性や良さをしっかり見つめることのできる教職員を育成するために、自ら研究と修養に励むとともに、さまざまな研修の機会を利用した指導力の向上により、一人ひとりの強い自覚と行動の徹底を図る取り組みを推進します。



主な成果指標

指標名	地域の人材を活用した教育体制の取り組み学校数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	地域の人材を活用している小中学校数				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	校	—	11	18
設定理由	地域の人材を活用した教育体制については、市内の全ての小中学校で取り組むため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	1	学校教育		
部門別プロジェクト	7	豊かで安全安心な学校給食の推進		

【所管：教育部】

現状と課題

近年、偏った栄養摂取や朝食欠食など食習慣の乱れ、肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした現状について学校給食を通じて、生涯にわたって健全な心と身体を培い、保護者および子どもたちが食に関し正しい理解と適切な判断力を養い、望ましい食習慣を身につけることなどの食育の推進が課題となっています。

また、喪失しつつある伝統的な郷土料理や地域でとれた食材を使った家庭料理などを普及し、地域特有の食文化を次の世代へ伝えることも必要です。

学校給食事業においては安全安心であることが基本ですが、本市の給食施設は建設当時の基準に基づき整備されており、学校給食法に位置付けられた現在の「学校給食衛生管理基準」に当てはめると不十分な状況です。さらに、設備などについても耐用年数を超えて、施設と設備は共に更新の時期を迎えています。

このような現状と今後の児童生徒数の推移を踏まえ、施設の在り方を総合的に検討・検証し、安定的かつ継続的な給食の提供とライフサイクルコスト^{*}の縮減を高度に実現させることが求められています。

プロジェクトの基本方針

安全で安心な学校給食を「生きた教材」として、栄養教諭を中心に学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実を図り、望ましい食習慣の形成と健全で豊かな食生活を実践する力の習得に取り組めます。

また、地元食材を積極的に活用することにより、地域の農林水産物の利用拡大を通じた農林漁業の振興や商工業の活性化を図るとともに、給食を通じ地域で培われた食文化を体験し郷土への関心を深め愛着心を醸成します。

「学校給食衛生管理基準」に基づいた施設・設備などの適合については、将来的な児童生徒数の

減少や厳しい財政状況を勘案し、全ての既存施設の機能充実や施設更新を行うことは困難な状況です。しかし、食の安全性の確保と効率的な学校給食の運営を行う必要があるため、松橋・不知火・豊野の給食センターを統合し、現行の基準に適合した新しい給食センターとして整備します。なお、三角校区、小川校区については、今後のあり方を検討することとします。

平成28年度から松橋学校給食センターで実施している給食調理・配送業務の民間委託については、効果検証による結果を生かしてより良い委託方法を検討・推進していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 豊かな学校給食の推進

地場産食材（旬の野菜）を取り入れた献立を積極的に行い、年間を通して計画的安定的に地場産食材を供給できる取り組みを検討します。また、地元生産者に計画的な作付けの協力を依頼し農産物の供給拡大を図る体制づくりを図ります。

(2) 学校給食施設の整備

安全安心な学校給食提供のための衛生管理に関する基本的要件を満たし、全ての給食配食事業を新センターで行うことができる規模で整備を行います。

また、食物アレルギー対策、食育推進機能、防災機能、環境負荷低減などについても十分な機能を持つものとします。

(3) 民間委託の推進

学校給食の運営経費の費用負担は、施設・設備の整備費・維持管理費、人件費、光熱水費に市の一般財源が投入されており、給食事業の受益を受けない市民も負担しています。

しかし、学校給食の持続的な健全運営は自治体の責務であり、これまでの質を維持しつつ効率化の計れる民間委託を推進します。

主な成果指標

指標名	地場産物利用率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	学校給食における地場産物の利用の割合				
基準 DATA	学校給食地場産物活用状況全国平均	%	25.8	50	55
設定理由	地産地消を推進し、安全安心な食の提供と食文化の伝承を図るため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	2	青少年健全育成		
部門別プロジェクト	1	青少年健全育成の推進		

【所管：教育部】

現状と課題

少子化や核家族化の進行、情報の氾濫など、青少年を取り巻く家庭環境や社会環境は大きく変化しています。本市では、平成17年の合併以来、地域のコミュニティの希薄化の歯止めとなるよう、異なる年代との交流を促す事業などにより地域の教育力向上を図るとともに、青少年の健全育成を地域社会全体の課題として取り組んできました。

また、自然体験、生活活動を重視した事業などにより「生きる力」を育ててきたことで、各種事業参加者の感想もおおむね好印象の評価があり、

一定の成果があったと考えています。

しかし、社会の変化はとどまることを知らず、情報の氾濫や環境の変化により、犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性はますます大きくなり、次世代を担う青少年の健全な育成は、さらに重要な課題と考えられます。画一的でない各世代にあった育成プログラムの導入やリーダー育成、地域行事を活用した異世代交流事業などによる地域の教育力向上は必要不可欠です。今後も引き続き、全ての市民が参加し地域社会全体で取り組んでいく地域環境の形成が求められます。

プロジェクトの基本方針

社会環境が大きく変動していく中で、「地域の子どもは地域で育てる」を基本理念とし、青少年が心豊かにたくましく社会的に自立した市民に成長できるよう、学校・家庭・地域が連携し社会環境の整備や、交流機会の拡充、地域教育力の向上を図るとともに、さまざまな体験活動を通して「生きる力」を育みます。

また、宇城っ子のつどい事業や、ネイチャージムなどの自然体験活動、通学合宿や家族との料理教室などの生活活動体験などのメニューをより充実した魅力的なものとし、青少年が積極的な生活態度、規律正しい生活を身に付け、自立した

社会人となるよう育み、青少年（ジュニア）リーダーの育成にも取り組みます。

地域においては、伝承遊びや餅つきやたこ揚げなどの行事、季節行事を事業に取り込むことで、青少年育成とともに、地域人材の発掘や育成を図ることで教育力の向上につなげます。

さらには、青少年育成市民会議をはじめとする社会教育団体の事業を支援し、組織の教育力向上を図るとともに、地域と各種団体に学校を加え、連携協力し青少年育成に取り組む体制を構築し、地域の教育環境の充実に取り組みます。

プロジェクトの基本計画

(1) 「地域教育力」の向上

青少年育成市民会議活動などを充実・促進することで協力することや感謝の心を学び、「生きる力」を付ける契機とすることに加え、地域教育力の向上を図ります。

また、学校、家庭、地域、さらには公民館活動とも連携を図り、地域の人々の指導のもと、伝統行事や生活活動の体験をすることで、世代を超えたつながりを築き、地域一体となって青少年の健全育成を行うことで地域が高い教育力を持つ健全な地域社会をつくります。

(2) 青少年を取り巻く社会環境の改善

学校、家庭、地域が連携し、青少年を取り巻く有害環境の浄化を図るとともに、問題行動の早期発見と指導・補導活動を推進して非行を未然に防止します。

さらに、補導員などによる定期、不定期の青色パトロールを実施し、非行、犯罪を防ぐとともに、教育懇談会の開催など、情報交換や学習の場を提供することで市民を啓発し、健全で質の高い地域の教育環境を構築します。

(3) 体験を重視した育成活動の推進

青少年育成市民会議活動（地区民会議）など、青少年が進んで社会活動に参加できる環境づくりを推進するとともに、青少年（ジュニア）リーダーも育成します。

特に児童通学合宿事業では、地域の人々の指導で生活活動や地域行事などを体験しながら地域の人々と交流する機会を提供し、宇城っ子のつどい事業では、他地区の友人と共に自然体験などさまざまな体験をする機会を提供します。また、各種体験活動により、協力することや感謝の心を育み、さらには、積極的な生活態度を学び、規律正しい生活を身に付けることで非行防止につなげ、「生きる力」を学び自立した社会人になる契機とします。



自然体験活動の様子



少年の主張大会の様子

主な成果指標

指標名	青少年育成事業参加率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	各種青少年育成事業への小学生の参加率				
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	%	—	19.4	20.0
設定理由	本市の全小学生のうち事業参加した人数により事業成果を計る目安と考えるため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	3	人権教育・啓発		
部門別プロジェクト	1	人権教育の充実と啓発の推進		

【所管：教育部／総務部】

現状と課題

人権教育の推進を図るため「宇城市人権教育推進協議会」を設置し、4つの部会（社会教育、学校教育、就学前、行政）がそれぞれの人権教育推進事業に取り組んでいます。

その中の事業の一つに「人権フェスタ in うきし」があります。本市誕生以来、毎年市内5会場で開催し、4つの部会が協力しながら実施しています。参加者は、5会場合わせて2,200人程で減少傾向ではあるものの、市民の人権意識向上に向けて大きな役割を果たしてきました。

「ふれ愛学習会」については、「差別をなくす行動ができる子どもの育成となかまづくり」と

「差別に立ち向かうたくましい心を持つ子どもの育成となかまづくり」を2本の柱とし、青少年の人権教育に取り組んでいます。その他、宇城人権教育、学校人権教育、就学前人権教育、男女共同参画とそれぞれの部会で、差別解消に向けた研究と事業を推進しています。

人権が侵害されることがないように人権教育の普及が必要です。今後も啓発事業への市民参加を増やすためには、継続した事業展開が大切であり、啓発力を高めるためには組織が一丸となって活動を実施していく必要があります。

プロジェクトの基本方針

人権問題の解決に向けて、今後も「宇城市人権同和教育・啓発基本計画」を基に、基本的人権の尊重を社会生活の中で実践できるよう事業を実施していきます。

特に「人権フェスタ」などに参加した人が人権を身近なものとして感じることができる市民参加型のイベントを開催するとともに、研修会の内容を充実させて開催回数を増やすことで市民の学ぶ機会を増やします。それらが、より効果的な事業となるように参加率を向上させるため、広報

紙などを活用し積極的に情報を発信していきます。

また、誰もが参加しやすく、分かりやすい啓発活動の展開や啓発資料を作成し配布するなど、さまざまな手段を通して市民の人権意識の高揚を図ります。

その結果、市民の人権感覚が豊かになることで、人権侵害・人権問題が解消されていき、ここに暮らして良かったと思える宇城市となるよう取り組んでいきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 人権教育推進体制の整備

人権教育の推進を図るため「宇城市人権教育推進協議会」を開催し、人権教育啓発活動の推進と人権教育の充実に取り組みます。そのためにも人権に関する指導や学習活動の支援のため専門的知識を持つ地域人権教育指導員を置き、本市の人権教育を推進していきます。

また、関係機関との連携を図り、より細やかな人権教育の普及・啓発を実施し、啓発者となる人材を育成します。

(2) 人権教育・人権啓発事業の充実

市民の人権意識の高揚を図るため市内 5 カ所で人権教育啓発イベント「人権フェスタ」の開催や関係団体と連携を密にして「ふれ愛学習会」などの事業の充実を図るとともに、市民のニーズを確認しながら、より必要性の高い人権教育の講座や研修会を開催します。

(3) 豊野町コミュニティーセンター事業の充実

豊野町コミュニティーセンターを人権啓発の発信拠点とし、部落問題をはじめさまざまな人権問題を市民一人ひとりが自らの課題として意識を高め、お互いの人権が尊重され、共に支え合う明るい社会を実現するため各種教室や講座などの啓発事業を実施することで、市民にとって身近な学習の場とします。また、人権擁護委員と連携し、各種団体や企業への人権意識の普及・啓発に取り組みます。



主な成果指標

指標名	人権フェスタの市民参加率	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	人権啓発事業への市民参加率の動向				
基準 DATA	※過去 10 年間の市民参加率の平均	%	3.6	3.6	4.2
設定理由	人権意識の変化は形には見えないため参加率で変化をみるため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	4	生涯学習		
部門別プロジェクト	1	社会教育環境の充実		

【所管：教育部】

現状と課題

本市では、平成17年の合併以来、公民館講座をはじめ、自治公民館活動や地域の社会教育活動支援、社会教育団体活動の支援を多岐にわたり行い、市民に対して多様な学習の場や機会を提供してきました。また、学校教育支援においても、学校支援地域本部事業や放課後子ども教室推進事業を推進してきました。

今後は、生涯学習社会の実現のために市民の学習機会のさらなる充実を図るとともに、社会教育活動、地域活動、ボランティア活動など、さまざまな分野において、生涯学習の成果を生かす機会が充実するよう各事業や講座の内容を精査し体制

を整備する必要があります。

また、学校教育支援においては平成27年度の中央教育審議会答申にあるように、従来の学校支援事業よりさらに学校、家庭、地域との連携や協力、地域の人材活用による学校を中心とした地域づくりが求められてきます。学校教育支援を考えた指導者の発掘、養成および研修会や講座の体制を整備し、総合的な生涯学習を推進していく必要性があります。

なお、生涯学習拠点施設および関連施設については、整備管理運営計画に従い、有効かつ効率的な運用を推進していく必要があります。

プロジェクトの基本方針

生涯にわたり新たな知識や技術を習得したいという市民ニーズに応えることができるよう、社会環境づくりを推進するとともに、地域住民の教育文化、レクリエーション活動を通じて地域社会の連帯感を高め、地域の絆や自治意識を醸成します。

また、公民館など生涯学習の拠点づくりを推進するとともに、社会教育指導者の養成・研修を実施し、人材確保・養成を行います。

さらに、次世代を担う子どもたちが個性を持って心豊かな人間性や社会の中で生きる力を育むことができる環境づくりのため、生涯学習および社会教育環境の充実を図ります。学校教育との連携教育事業を取り入れた総合的な生涯学習の体制整備を推進します。

生涯学習拠点施設および社会教育施設については、環境整備を図り有効かつ効率的な運営を行います。

プロジェクトの基本計画

(1) 家庭教育力の向上と学習基盤の整備

家庭を教育の基盤と考え、保育園・幼稚園・学校と共に子どもたちの基本的な生活習慣や態度、豊かな感性を育てるために「家庭教育リーダー」を養成し、保護者に学習情報や学習機会を提供します。くわえて、熊本県の社会教育、家庭教育支援事業などとも連携しながら、学校教育やPTA活動の機会に学習情報などの提供、講師の派遣および指導者の育成を行います。

生涯学習拠点施設および関連施設については、整備運営管理計画に従い、有効かつ効率的に運用します。

(2) 地域教育力の向上

学校と家庭と地域が連携しながら次世代を担う子ども達の健全な育成ができるように、学習や実践活動の機会を創出し、生涯学習ボランティア養成研修会や地域コーディネーター研修会の実施によりボランティアやコーディネーターを育成します。

また、各地域に地域コーディネーターを配置し、地域学校協働活動や放課後や週末の学校の余裕教室を活用した事業を実施し、学校教育を支援することと併せて、住民参加による子どもたちの安全安心な活動拠点作りにより、子どもたちの学習や体験・交流活動の機会を提供します。

(3) 生涯にわたって自ら学習する環境づくり

市民一人ひとりの人生を豊かで生きがいのあるものにするため、家庭や地域社会を担う人材の育成と環境の整備を行い、社会貢献、自己実現、キャリアアップをしたい人々を支援していきます。また、地域住民が教育文化、交流活動を通じて地域社会の絆を強くし、地域の連携や自治意識を高める気運の醸成を図ります。

自治公民館活動については、先進地域の活動紹介や地域のニーズに対応した出前講座、研修会などを行うことで、自治公民館の交流啓発によりレベルアップを図っていきます。

主な成果指標

指標名	公民館関係施設利用者数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	市内公民館関係施設の年間利用延べ人数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	千人	—	2.3	2.8
設定理由	生涯学習環境充実に計る目安と考えるため				

指標名	地域ボランティア登録数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	学校支援活動事業の地域ボランティア登録数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	人	—	108	130
設定理由	地域の協力意識を計る目安と考えるため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	教育文化
施策部門	4	生涯学習		
部門別プロジェクト	2	市民に親しまれる図書館づくり		

【所管：教育部】

現状と課題

中央図書館では平成22年度から移動図書館車、平成24年度からはホームページとインターネット検索（予約）システムを運用し、市民の利便性向上のため市内全域に図書館サービスを提供しています。

平成27年度には公共施設見直し方針により、中央図書館と松橋図書館を統廃合し、豊野図書館を豊野支所内に移転し中央図書館豊野分館として開館しました。現在は中央図書館が広範で専門的なサービスを担い、三角図書館・小川図書館・豊野分館が地域密着型のきめ細やかなサービスを担っています。また、「第2次宇城市子どもの

読書活動推進計画」に基づき、各種団体と相互に連携・協力しながら、乳幼児・児童生徒の読書環境の整備に取り組んでいます。

しかし、人口減少や少子高齢化、情報メディアの発達による活字離れなどから、図書館利用冊数・利用回数共に低迷しており、打開策として市民の多様化するライフスタイル^{*}やニーズに図書館運営を対応させることが必要です。

また、長期的な視点から未来の市民を育てるため、子どもが幼い頃から本に親しみ・本に学ぶ読書環境を整備するとともに、効率的な図書館運営や事業構築による、財政上の負担軽減も必要です。

プロジェクトの基本方針

多様化するライフスタイルに対応しつつ、子どもから高齢者まで誰もが気軽に生涯学習の場として図書館を利用することができるよう、開館日時・蔵書構成・読書相談などで市民ニーズに応えます。

特に、未来の市民である子どもの読書活動を推進するため、市立図書館と市立小中学校図書館の蔵書管理システム一元化などの連携強化策を検討します。同時に、スポンサー制度の拡充などで

財政的な負担軽減を図り、効率的な図書館運営を目指します。

また、熊本地震など本市の歴史を伝えるため、積極的に本市の関係資料の収集・保存・公開に取り組み、本市への理解と愛情を育みます。

さらに、童話発表大会や読書感想画コンクール、ブックスタート^{*}、移動図書館車運行などの事業を拡充し、市行政各部署や読書関連団体（ボランティア・街なか図書館など）と連携します。

プロジェクトの基本計画

(1) 市民ニーズ・利便性に合った効率的な図書館運営

市民のライフスタイルは多様化しており、図書館運営（開館日時・蔵書構成・読書相談・集会的行事など）に関する市民ニーズも多様化しています。

このため、利便性を考慮しつつも、雑誌スポンサー制度の拡充などで財政上の負担軽減を図り、効率的な図書館運営体制を構築します。

(2) 学校・地域に密着した図書館事業の構築

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、賢く心豊かな市民となるよう、各学校図書館と市立図書館との蔵書管理システムを一元化し、配送体制を確立できるよう検討します。

また、熊本地震など地域の自然災害の記録（書籍・新聞・雑誌・行政資料など）を郷土資料として特別収集し、中央図書館に閲覧用パソコンコーナー・資料の特設展示コーナーを設け、電子媒体・紙媒体で情報提供する「震災文庫」コーナーを設けます。

その他、本市関連の郷土資料も収集・保存・公開を行い、本市の歴史・文化を身近に分かりやすく市民に情報提供することで、郷土愛を育みます。

(3) 読書で進める生涯学習のまちづくり

全ての分野の資料を備える図書館と、市行政各部署や読書関連団体（ボランティア・街なか図書館など）が連携することで、イベント・相談・啓発など各種事業と図書館資料を融合させ、相乗効果を生むように取り組みます。発展的には、ビジネス支援・生きがいづくり・健康増進などで暮らしを応援する問題解決型図書館のノウハウを蓄積し、全館で活用します。

また、童話発表大会や読書感想画コンクール、ブックスタート、移動図書館運行などの事業を発展的に継続し、乳幼児期から本に親しむ読書環境を整えることで、自主的・継続的な読書活動の芽を育成します。

主な成果指標

指標名	市民一人当たりの貸出冊数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	貸出資料数／市人口				
基準 DATA	平成 27 年度社会教育調査中間報告(文部科学省)	冊	5.20	6.09	7.31
設定理由	市民に親しまれる図書館として資料の利用度を上げるため				

指標名	市民一人当たりの利用回数	単位	基準値 (H27)	現況値 (H27)	目標値 (H32)
指標説明	貸出利用者数の総数／市人口				
基準 DATA	平成 27 年度社会教育調査中間報告(文部科学省)	回	1.40	1.16	1.40
設定理由	市民に親しまれる図書館として来館者を増やすため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	5	子育て支援・児童福祉		
部門別プロジェクト	1	子育て家庭への支援の充実		

【所管：健康福祉部】

現状と課題

少子化や核家族化が進展し、子育てを取り巻く環境は依然厳しい状況です。また、社会情勢の変化により共働き家庭やひとり親家庭の割合も多くなっています。地域コミュニティにおける関係の希薄化などの社会環境の中で、子育て中の親は孤立しやすい環境にあります。万一、親が孤立したときに、どこにも相談できないという事態に陥ってしまうと、場合によっては深刻な結果を招いてしまいます。

近年は児童相談所への虐待通告件数が、本市でも全国や県内と同様に増加しています。(平成 25 年度 7 件、平成 26 年度 13 件、平成 27 年度 24 件)。これは、今まで認知されなかったものが認知されるようになったからだと思われる。ま

た、この中には経済的な不安を抱えての虐待もあるのが現状です。

困った時に気軽に相談できる人や窓口をできるだけ多く確保しておくことが、子育て家庭の孤立を防ぎ、何かがあったとしても何とかできるという安心感にもつながります。子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てに対するどのような悩みや不安でも(経済的な不安も含めて)気軽に相談・支援できる体制の充実および情報提供の充実を図り、自ら相談に行けない人へはこちらから出向いた相談支援も実施する必要があります(相談機関として、子育て支援センター、子育てひろば、保育園幼稚園、児童福祉センター、保健福祉センター)。

プロジェクトの基本方針

家庭内や地域で子育てする人が孤立しないように相談体制の一層の充実を図り、相談窓口の周知を図っていきます。また、ホームページやガイドブックなどに掲載する情報の充実を図り、子育て情報のタイムリーな発信をしていきます。また、子育て中の家庭における経済的不安の軽減を実施していきます。こども医療費の助成やひとり親家庭などへの児童扶養手当や医療費助成の継続実施、第3子以降の保育料の無料化を継続していきます。

児童福祉センターについては、子育てについての情報提供や子ども相談、養育支援、子育て支援

ネットワークの拠点と位置付けて、関係機関と連携を取りながら地域における子育て支援の推進を図ります。加えて、自ら相談に行けない人への相談窓口として、乳幼児健診を利用した相談に応じ当センター主催の「親子あそびの教室」や養育支援家庭訪問事業などにつないでいき、育児不安などの解消を推進していきます。

児童虐待防止については、市民への認知度向上に向けた取り組みの実施と、潜在的な虐待を表面化して早期発見や早期対応していく取り組みを実施していきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 子育て家庭に対する相談・情報提供の充実

子育て支援センター・ひろばにおける子育ての相談や指導、子育て情報提供の充実を推進します。また、各種子育て支援サービスを利用するためのガイドブックやホームページなどの充実を図り、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭などの個々の状況に応じた就業相談や求人情報の提供などを行います。

子育てに関する悩みについては、早期発見と子育て支援サービスの円滑な利用につながるニーズの把握、情報提供のための相談員の配置を継続します。

(2) 子育て家庭における経済的負担の軽減

こども医療費の助成を引き続き中学校3年生まで実施し、疾病の早期治療を促進し、児童の健康保持および健全育成を図ります。

ひとり親家庭には児童扶養手当の支給や医療費助成を継続実施します。また、就業促進のため、教育訓練や高等職業訓練、日常生活支援、福祉資金貸付などの就業支援を継続していきます。

また、第3子以降の児童の保育料については、無料実施を継続します。

(3) 児童福祉センター事業の充実

乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るとともに、「親子あそびの教室」や子育てに不安のある親支援事業などを通して親への子育て支援を実施します。

また、育児相談体制の充実（家庭児童相談員や子育て支援コーディネーターの配置）や子育て支援事業（養育支援家庭訪問、産後ホームヘルパー派遣）などにより、育児不安の軽減を図るとともに、児童虐待などの予防および早期発見を図っていきます。

主な成果指標

指標名	子育て家庭の個別ニーズなどを把握した件数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	1年間に受けた相談件数		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	件	—	622	960
設定理由	子育て家庭への支援体制の充実を目指すため				

指標名	乳幼児医療費助成単価（4歳未満児まで）	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	1件当たりの年間助成単価（助成額／助成件数）		(H27)	(H27)	(H32)
基準 DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	円	—	4,562	4,188
設定理由	疾病の早期発見、早期治療により、子育て家庭への負担軽減を目指すため				

基本目標	2	「育てる」まちづくり	施策分野	健康福祉
施策部門	5	子育て支援・児童福祉		
部門別プロジェクト	2	子育て環境の充実		

【所管：健康福祉部】

現状と課題

本市には、現在、幼稚園 1 園、認可保育所 20 園、認定こども園 3 園、地域型保育事業所（家庭的保育室）1 施設が設置されています。近年の保育需要の高まりにより、保育所などでは定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もありますが、年間を通していまだに待機児童が発生している状況です。

また、少子化による児童人口は減少傾向にありますが、家庭環境の変化などによる子育て支援サービスのニーズは増加傾向にあります。そのため、保育ニーズはますます増加すると見込んでおり、現状のままでは今後も待機児童の発生が予想されます。子育て家庭の多様なニーズに応えるため

には、保育サービスの充実および保育環境の整備など早急な対応が求められています。

共働き家庭などの子どもたちの放課後などにおける健全育成を目的とする放課後児童健全育成事業については、市内 15 の学童保育所（直営 2 カ所・法人委託 4 カ所・保護者会委託 9 カ所）で実施されていますが、共働き世帯の増加や就労形態の変化、核家族化の進行、部活動の社会体育移行などにより、利用者が増加傾向にあります。希望者のニーズに対応するためには、保育所などと同様に施設整備などを含めた環境整備が必要です。

プロジェクトの基本方針

共働き世帯の増加や就労形態の変化、核家族化の進行などにより、保育ニーズは一層高まるとともに多様化しています。これらのニーズに応えるために、保育所などの機能の充実を図ります。

具体的には、現在保育所などにおいて実施されている一時預かり事業や延長保育事業、障がい児保育事業、休日保育事業などの保育サービスを継続して実施します。

また、待機児童解消に向け、私立認可保育所などにおいては利用定員の見直しによる定員拡大

および保育士など保育人材を確保するための施策を実施していきます。特に公立保育所については、公共施設の見直し（民営化）計画による施設整備などにより、保育の受け皿を確保する施策を講じます。

学童保育所については、ニーズ調査やアンケート調査を実施し、国や県などの関係機関と連携を図りながら、計画的に施設整備のための支援を行っていきます。

プロジェクトの基本計画

(1) 保育サービスの充実

子育て家庭の多様なニーズに応えるため、現在実施している一時預かり事業や延長保育事業、障がい児保育事業の充実を図ります。また、市内保育所1園で実施している病児保育事業と休日保育事業を継続します。

(2) 保育環境の充実

民間保育所などにおいては、各年度における利用定員の見直しによる定員拡大や国・県などの関係機関と連携を図りながら、計画的に施設整備のための支援を行っていきます。

公立保育所については、公共施設の見直し計画（民営化）による定員拡大により保育ニーズへの対応を図ります。

また、保育の受け皿拡大のために国の施策などを活用し、保育人材（保育士など）の確保に必要な施策を講じていきます。

(3) 学童保育所の充実

共働きや母子・父子家庭などが増え、働くことと子育てを両立したいという家庭を支援するため、また、放課後を子どもだけで過ごすことで予想される危険や不安を回避するため学童保育所の充実を図ります。また、市直営の2施設および保護者会へ運営委託している9施設については、指定管理などへの移行を検討し、学童保育所運営の負担軽減を図ります。

主な成果指標

指標名	市内保育所受入率	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	希望する保育所の入所申し込みに対する受入率		(H27)	(H27)	(H32)
基準DATA	県内市平均	%	97.9	94.3	100
設定理由	保育ニーズに応じた定員枠の拡大を図り、保育の受け皿を増やし待機児童の解消を図るため				

指標名	学童保育所施設数	単位	基準値	現況値	目標値
指標説明	市内の学童保育所の施設数		(H27)	(H27)	(H32)
基準DATA	※他との比較が難しいため、基準値は記載なし	施設	—	15	16
設定理由	地域のニーズに応じた環境整備により受入枠の拡大を図るため				